

## 実施方針に関する質問及び回答

No	頁	第	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	3	1	1	(4)	③				シンボル	～シンボルとして意匠性の高い建築物を期待する。と記載がありますが、資材費高騰のなか意匠性を重視すると事業費が上がると思われますが、基本計画で示されていた約72億円の事業費から追加で計上することはできませんか。	要求水準書（案）に合わせて事業費については再算定を行います。建設費の高騰などについても加味して事業を算定し、入札公告時に公表します。
2	3	1	1	(4)	③				シンボル	西側事業予定地に関しては、提案施設は「シンボルとしての意匠性」は当てはまらないと考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
3	4	1	1	(5)					③付替道路	実施方針（案）に関する質問意見への回答No.13の回答を前提に事業スケジュールを検討しますが、実際に協議を行い回答とは異なる条件であった場合、工期延長も含めスケジュール変更に伴う費用は貴町にご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	質問内容より、開発行為について都市計画法第34条の2（協議）ではなく同法第29条（許可）となった場合についてのスケジュール変更について、記述の回答（NO.13）のとおり協議、許可は同等の手続きとなっております。変更に伴うスケジュールへの影響は軽微であると考えています。
4	4	1	1	(6)	①				事業方式	維持管理・運営業務については、指定管理ではなく業務委託という理解でよろしいでしょうか？	実施方針p.4 第4章 1 (6) ④に記載の通り、町が事業者と締結する本事業に係る契約（事業契約）に従い、本施設の維持管理・運営業務を行う方式により実施します。なお、指定管理者の指定は行いません。
5	5	1	1	(7)					本事業の対象範囲	実施方針、新旧対象表によりますと、「付替道路整備事業」が削除されております。付替道路の整備（建設）は、建設業務の範囲外との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	要求水準書（案）p.100 第4章 第1節 1, 2行目に記載の通り、本事業の中で付替道路の建設、工事監理等を行うものとします。付替道路の整備要件については、要求水準書（案）p.97～98を参照してください。
6	5	1	1	(7)	②	イ			設計業務	実施方針（案）で建設・工事監理業務に含まれていた「付替道路整備業務」が項目削除されましたが、付替道路整備は業務範囲外という理解で宜しいでしょうか？一方でイの設計業務には括弧書きで（付替道路を含む。）の記述が残されています。その意図をご教示ください。	回答No.5をご確認ください。
7	5	1	1	(7)	③	工			工事監理業務	実施方針（案）で建設・工事監理業務に含まれていた「付替道路整備業務」が項目削除されましたが、付替道路整備は業務範囲外という理解で宜しいでしょうか？一方で工の工事監理業務には括弧書きで（付替道路を含む）の記述が残されています。その意図をご教示ください。	回答No.5をご確認ください。
8	6	1	1	(7)	④				維持管理業務	※注記に大規模修繕は市が行い、事業者の業務範囲外とする旨が記され、続いて大規模修繕の定義が記されているが、その定義に従う場合、例えば設備について、機器・配管・配線の全面ではなく大半を更新する修繕は大規模修繕に該当せず、事業者の業務範囲内と解釈されるのでしょうか？	要求水準書（案）に記載のとおりです。質問の設備修繕に関しては、法定耐用年数などを参考にした経年、壊れた原因、修繕範囲や費用など、様々な事柄を判断する必要があると考えます。提案にあたっては、維持管理しやすく耐久性の高い設備の採用及び提案を期待します。

No	頁	第	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	質問内容	回答
9	8	1	1	(13)					事業スケジュール	「～設計・建設期間②二期工事（小学校校庭、付替道路、複合公共施設駐車場～：事業契約締結日～令和9年8月末日」と記載がございます。実施方針P5(7)③の対象範囲の付替道路整備業務は削除されておりませんが、こちらの②二期工事完成の事業スケジュールに含まれる付替道路とは、何を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	回答No.5をご確認ください。
10	15	2	3	(1)	①				入札参加者の構成	「三芳町内に本社・支社・支店を置く企業が入札参加グループ又は協力者として本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待」とありますが、地元企業の業種について特に期待される業種はない理解でよろしいでしょうか。地元経済貢献とは、経済効果だけでなく、人材育成についても期待されるという理解でよろしいでしょうか。また、地元企業が参画するグループへの評価はどのような考え方になりますでしょうか。評価の考え方だけでも先にご教示いただけないでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 中段：事業者の提案によるものとします。 後段：評価基準については、入札公告時に公表します。
11	19	2	3	(8)					運営業務を行う者の資格	運営業務を複数の運営企業で実施する場合は、イの要件は少なくとも1社が該当することありますが、コンソーシアム企業に該当企業があれば資格がない企業も業務を対応も対応可能ということでしょうか。または運営業務の実施にあたる企業は、必ずイの要件を満たす1社以上の企業が必要ということでしょうか。	運営業務の実施にあたる企業は、必ずイの要件を満たす1社以上の企業が必要です。
12	20	2	5	(1)					提案等の審査及び算定	実施方針（案）の質疑回答では、事業者のプレゼンテーションは実施予定とのことでしたが、プレゼンテーションでは模型や動画の持ち込みは不可とするような、各グループが同条件で審査して頂ける条件としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。入札公告時に公表します。
13	36								資料2（リスク分担表）	（47）工事費用増大の項目に、想定できない建設資材等の高騰に対する項目を設けて下さい。スライド条項を用いて追加事業費用を認めて下さい。	ご意見として承ります。入札公告時に公表します。
14	40	3	3	(2)					環境負荷低減	「ZEB Readyへ対応することが望ましい。」と記載がありますが、対応するとどの程度評価に影響がありますか。	評価基準については、入札公告時に公表します。

## 実施方針に関する意見及び回答

No	頁	第	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	意見内容	回答
1	4	1	1	(6)					本事業の概要	要求水準で地域のランドマークになるような施設との記載がありますが、すなわちこれは意匠性を求められていると思料いたします。昨今の建設費高騰の状況もある中で、より良い施設作りのために予算設定を柔軟にご対応いただけますようよろしくお願いいたします。	ご意見として承ります。
2	10	2	2	(1)					募集及びスケジュール	特定事業の選定が6月下旬予定となっております。PFIとDBOを検討されておりましたが、事業手法により協業先選定に影響がある為、早期に公表頂きたい。	入札公告時に公表します。
3	11	2	2	(1)					スケジュール	個別対話が提案書提出の2カ月前に設定されています。対話に内容によって、提案内容を調整する必要があるため、もう少し早い時期に実施していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
4	15	2	3	(1)	⑩				地元貢献への配慮	三芳町に本社・支社・支店を置く企業が入札参加グループとして参加する際、提案書の評価において、地元貢献に重点を置いた配点としていただくようご配慮いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。評価基準については、入札公告時に公表します。
5	18	2	3	(4)					設計業務を行う者の資格	実績が小学校の実績しか問われておりません。本事業は文化複合施設の整備もあり、事業を円滑に推進するためには、文化複合施設の設計実績も合わせて必要だと考えます。資格要件に実績を求めない場合、事業体制での評価を頂ければと思います。	ご意見として承ります。評価基準については、入札公告時に公表します。
6	18	2	3	(5)					建設業務を行う者の資格	実績が小学校の実績しか問われておりません。本事業は文化複合施設の整備もあり、事業を円滑に推進するためには、文化複合施設の建設実績も合わせて必要だと考えます。資格要件に実績を求めない場合、事業体制での評価を頂ければと思います。	ご意見として承ります。評価基準については、入札公告時に公表します。
7	20	2	5	(1)					提案等の審査及び算定	実績が小学校の実績しか問われておりません。本事業は文化複合施設の整備もあり、事業を円滑に推進するためには、文化複合施設の建設実績も合わせて必要だと考えます。資格要件に実績を求めない場合、事業体制での評価を頂ければと思います。	ご意見として承ります。評価式については、入札公告時に公表します。
8	35	資料2	No2 4,2 5,2 6,2 7						金利変動・物価変動	リスク分担表の金利変動、物価変動につきまして、事業者も主分担となっておりますが、事業者側では予期することが難しいことから、外して頂くようお願い致します。	ご意見として承ります。
9	35	資料2	No4 4,4 5						土地の瑕疵	調査資料で予見できるものは限定されます。予見する範囲の明示をお願い致します。	一般に予見できるものを想定しています。

要求水準書（案）に関する質問及び回答

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
1	3	1	3				③			(仮称)みよしフォレスト・シティ構想	(仮称)みよしフォレスト・シティ構想の策定に取り組んでいるとのことですが、いつ頃公表される予定でしょうか。	(仮称)みよしフォレスト・シティ構想の策定について詳細なスケジュールは定めていません。
2	4				(2)					表2	体育館施設にサーバー室の設置が追加されたが、どの程度の規模とセキュリティを想定しているか。	サーバー室は20㎡を想定しています（「資料8 必要諸室リスト」参照）。サーバー室は本庁舎より担当職員が出向いて作業を行うため、生体認証により施錠ができるセキュリティとしてください。要求水準書に追記します。
3	4	1	3				⑤			地球環境への配慮	再生可能エネルギーの活用について、太陽光発電設備を設置した場合、発電した電気は買取して頂けるものと考えて宜しいですか。	要求水準書（案）p.41に記載のとおり本事業において太陽光発電システムの導入を行います。発電した電力は施設で活用することを想定しています。民間収益事業や自主事業として太陽光発電設備の設置等を検討されている場合は、事前に提案協議をお願いします。
4	4	1	4	1			③			既存施設	既存施設の解体・撤去設計及び仮設計画立案に必要なため、既存図面をご提示ください。	「閲覧資料2 既存施設現況図（事業予定地現況図）」として閲覧を受け付けています。実施方針 様式4「閲覧資料閲覧申込書権誓約書」に必要事項を記載の上、電子メールにより提出してください。なお、個別対話等を受けて、既存施設現況図の貸与について検討を行います。検討結果はホームページ等で公表します。
5	4	1	4	1.			③			付替道路	事業の対象となる施設に③付替道路とありますが、P.5(3)建設・工事監理業務に「付替道路整備業務」が含まれておりません（実施方針において項目削除されたものと認識します）。本事業における付替道路の位置付け（誰が整備するのか？）をご教示願います。	要求水準書（案）p.102 第4章 第1節に記載の通り、本事業の中で付替道路の建設、工事監理等を行うものとします。付替道路の整備要件については、同p.98～99を参照してください。
6	5	1	4	1						アスベスト調査	閲覧資料1としてアスベスト調査結果をご公表いただいておりますが、本事業の概要の中にアスベスト対策(アスベスト対策にはアスベスト調査を含む)との記載がございます。本事業で改めてアスベスト調査を実施する必要があるということでしょうか。また必要であればどの部分の調査が必要かお示しください。	閲覧資料1については、既存施設の調査結果とアスベスト除去費用が本事業に含まれているか示したものです。大気汚染防止法に基づき解体工事の際のアスベストに関する書面調査及び目視調査が義務付けされているため、本事業にて同法に規定する方法で調査を実施してください。既に調査済みの建材については改めての調査は不要とします。閲覧資料1によりレベル3相当の建材の「みなし含有処理」を示しているところですが、提案により詳細調査により石綿を含有していないことを確認した上で、作業の効率化を図ることは可とします。
7	5	1	4	3.	(2)		②			設計業務	建設・工事監理業務において「付替道路整備業務」が項目削除されましたが、付替道路整備は業務範囲外という理解で宜しいでしょうか？一方で②の工事監理業務には括弧書きで（付替道路を含む）の記述が残されています。その意図をご教示ください。	回答No.5をご確認ください。
8	5	1	4	3	(2)		④			設計業務	補助金申請支援業務について、提案内容に影響する可能性がありますので、想定している補助金申請項目をご教示ください。	都市構造再編集中事業（個別支援制度）による補助金を想定しています。
9	5	1	4	3	(2)		④			補助金	補助金等申請支援業務を含むとありますが、現段階で想定している補助金はありますか。	都市構造再編集中事業（個別支援制度）による補助金を想定しています。
10	6	1	4	3.	(3)		④			工事監理業務	建設・工事監理業務において「付替道路整備業務」が項目削除されましたが、付替道路整備は業務範囲外という理解で宜しいでしょうか？一方で④の工事監理業務には括弧書きで（付替道路を含む）の記述が残されています。その意図をご教示ください。	回答No.5をご確認ください。
11	6	1	4	3.	(4)		⑦			修繕業務	※注記に大規模修繕は市が行い、事業者の業務範囲外とする旨が記され、続いて大規模修繕の定義が記されていますが、その定義に従う場合、例えば設備について、機器・配管・配線の全面ではなく大半を更新する修繕は大規模修繕に該当せず、事業者の業務範囲内と解釈されるのでしょうか？	要求水準書（案）に記載のとおりです。質問の設備修繕に関しては、法定耐用年数などを参考にした経年、壊れた原因、修繕範囲や費用など、様々な事柄を判断する必要があります。維持管理しやすく耐久性の高い設備の採用及び提案を期待します。



No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
12	7	1	4	4						付帯施設	「本町関係課等と協議のうえ、同意を得る」とありますが、どの程度の確約状況を想定されていますか？ また、協議する担当課において本事業を十分に理解できており、基本的に協力的にご対応頂けるという理解でよろしいでしょうか？	事業を担当している施設マネジメント課を通して、各関係課と協議について調整を行います。その協議において、用途、規模、その他の諸条件において、事業実施が可能である旨の確認を行ってください。
13	7	1	4	4						付帯施設(付帯事業)について	「事前に提案内容について本事業関係課等と協議のうえ、同意を得るもの」とありますが、同意はどのような形でお示し頂けますでしょうか。 また、評価の方針につきまして、早期にご教示の程よろしくお願い致します。	前段：個別対話等の場で質疑をあげて頂き、文書にて回答する形とします。 後段：入札公告時に公表する落札者決定基準をご確認ください。
14	7	1	4	6						光熱水費の負担	光熱水費は貴町のご負担とのことですが、エネルギー調達先を含めた調達方法の提案は可能でしょうか。	提案は可能です。本町と協議の上、可否を決定するものとします。
15	8	1	4	7			③			賃貸借料	「本町が提示する賃貸借料の年額以上」とありますが、テナント検討のため必要な条件となりますので、参考金額でも構いませんので具体的な金額のお考えをご教示ください。	入札説明書に示します。
16	8	1	4	7			⑤			民間収益施設貸付条件	原状回復とは、内装についてスケルトン状態に戻すという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
17	8	1	4	7			⑤			民間収益施設貸付条件	契約書内において、町と協議の上で什器・備品等を残置する可能性もあることを明記する予定ですか？	入札公告時に公表します。
18	8	1	4	8						付帯施設貸付条件	賃貸期間について、新型コロナの再流行等の市況の変化により、賃貸期間を変更せざるを得ない状況が生じた場合、違約金等の生じますでしょうか。 また、事業内容または事業者（テナント）の変更は認められますでしょうか。	入札公告時に公表します。
19	8	1	4	8			⑤			賃貸借期間満了時の取り扱い	「原状に復して土壌汚染のないことを確認」とありますが、どのような確認を想定しておりますでしょうか。	事業者の責による確認を想定しています。詳細については、入札公告時に公表します。
20	8	1	4	8			⑤			賃貸借期間満了時の取り扱い	契約書内において、町と協議の上で原状回復しない可能性もあることを明記する予定ですか？	入札公告時に公表します。
21	14	1	7		(1)		⑦		i)	立地条件	事業予定地（東側）東側道路について、道路拡幅後の道路境界線位置が記載された資料をご提供いただけないでしょうか。	藤久保地域拠点施設基本計画 p.30 図表21をご確認ください。
22	14	1	7		(1)		⑦		ii)	立地条件	事業予定地（東側）北側道路の付替整備について、付替道路の位置が記載された資料をご提供いただけないでしょうか。	藤久保地域拠点施設基本計画 p.30 図表21をご確認ください。
23	14	1	7	1.	(1)		⑦		ii)	北側道路の付替整備	「北側道路（町道藤久保55号線）の付替整備を事業に含む」とされておりますが、P.5(3)建設・工事監理業務に「付替道路整備業務」が含まれておりません（実施方針において項目削除されたものと認識します）。本事業における付替道路の位置付けをご教示願います。	回答No.5をご確認ください。
24	14	1	7		(2)		①			敷地の現況	事業予定地の現況測量図について、造成計画等を検討するにあたり、既存敷地の地盤レベルがわかる資料をご提示ください。	地盤レベルのわかる資料（高低測量図）はありません。詳細なレベル測量等は本事業に含みます。計画敷地のレベル概況は現地確認の場を設定しますので、その際にご確認ください。
25	14	1	7		(2)		①			敷地の現況	既存建物が記載された現況測量図をご提供いただけないでしょうか。	既存建物が記載された現況測量図はありません。現地確認時にご確認ください。

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
26	14	1	7		(2)		①			敷地の現況	高低測量図がございましたらご提供いただけませんか。	地盤レベルのわかる資料（高低測量図）はありません。詳細なレベル測量等は本事業に含みます。計画敷地のレベル概況は現地確認の場を設定しますので、その際にご確認ください。
27	14	1	7		(2)		①			敷地の現況	小学校校庭にございます既存樹木の位置調査図がございましたら、ご提供いただけませんか。	樹種等詳細な樹木配置図はありません。概略と本数がわかる現況図を作成し、入札公告時に示します。現地確認時にご確認ください。
28	14	1	7	1.	(2)		③			設備インフラ	設備インフラについて「資料6 事業予定地上下水道現況図」を参照することとありますが、同資料には一般下水道と公共下水道の図面が含まれています。この二者の違い、使い分けについてご教示ください。	三芳町の下水道管は公共下水道管（汚水）と一般下水道管（雨水）の分流式となっています。本町上下水道課のホームページ等をご確認ください。また、より詳細に使い分け等の疑義がある場合は上下水道課にお問合せください。
29	14	1	7		(5)					既存施設の概要	各施設ごとの主な諸室の利用状況（年間利用者数など）について、まとまっている資料はありますか？	追加添付資料にてお示しします。「資料29 既存施設利用状況資料」をご確認ください。
30	23	2	1	8	(2)				i)	業務従事者	統括管理責任者は常駐しなければならないでしょうか？	常駐を義務付けてはいません。
31	23	2	1	8	(2)				iii)	業務従事者	統括管理業務責任者は、設計業務、建設・工事監理業務、維持管理業務及び運営業務の責任者を兼務できないと記載されていますが、維持管理・運営業務責任者は兼務できるとの理解でよろしいでしょうか。	兼務可能です。
32	23	2	1	8	(2)					業務従事者	統括管理業務責任者ほか各業務責任者の選任にあたって、必要となる資格や実績等の条件がありましたら、ご教示ください。	必要となる資格や実績の条件はありません。要求水準書に記載の通り、各責任者として適切な者を選任してください。
33	23	5	1	8	(2)					維持管理・運営業務責任者	図に記載のある維持管理・運営業務責任者は維持管理業務責任者や運営業務責任者と兼務をお認めいただけますでしょうか。	兼務可能です。
34	25	2	3	1					i)	事業報告書の作成	事業報告書（収支決算書を含む）を作成し、毎会計年度の最終日から起算して30日以内に提出とございますが、監査済みの決算書までは求めないという理解でよろしいでしょうか。監査済みの決算書が必要な場合は、毎会計年度の最終日から起算して3箇月以内の提出としていただけますでしょうか。	毎会計年度の最終日から起算して3箇月以内として、要求水準書を修正します。
35	25	5	2	2					i)	定例会議の開催・運営	「月に1回以上、定例会議を行い、」との記載がございますが、定例会議は維持管理・運営業務開始後から実施との理解で宜しいでしょうか。施設整備期間は工程に合わせて都度、設計協議、工事進捗状況の報告の実施を想定しております。	設計段階からを想定しています。
36	29	1	1							事業契約書	事業契約書の内容については、いつ頃公表される予定でしょうか。	入札公告時（令和4年7月中旬）に公表予定です。
37	29	3	1	1						業務の対象範囲	「事業者は、必要が応じた場合は町と協議のうえ、土壌汚染対策法に準拠した調査を行うこと。調査及び対応工事が必要となった場合、その費用は本町にて負担する。」との記載がございますが、対策工事等が必要となった場合には工期を延長していただけるとの理解で宜しいでしょうか。	検討します。入札公告時に公表する事業契約書（案）をご確認ください。
38	29	3	1						vi)	業務の対象範囲	町議会や町民等への説明会の開催について、何回程度を予定しているかご教示ください。	基本設計完了時や施工計画確定時など、必要に応じての開催を想定していますが具体的な回数は想定していません。説明の対象は、議会、小学校保護者、近隣住民、施設利用者などを想定しています。
39	29	3	1						vii)	業務の対象範囲	土壌汚染対策法の調査及び対応工事が必要となった場合、工期の延伸についてもご配慮いただけるという理解でよろしいでしょうか。	検討します。入札公告時に公表する事業契約書（案）をご確認ください。

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
40	30	3	1	3					ii iii)	設計体制	配置予定の主任技術者及び担当技術者において、求められる資格要件及び実績要件があれば、ご教示下さい。	設計業務実施に必要な資格を有する者とします。実績要件はありません。
41	30	3	2	3						事前調査業務	現況測量（既存建物・工作物および既存樹木、高低測量、真北測量等）は事業者にて実施することになっていますが、提案を行う際に必要な情報ですので、事前にご提示頂けないでしょうか。	詳細な測量成果はありません。お示した測量図や既存施設図面等以外の情報については、現地確認の際にご確認いただく他、業務において測量等を行うこととします。
42	31									対象施設の諸室構成	サーバ室は学校・地域連携ゾーンと図書システム用のみを想定されていますでしょうか。	「資料12 藤久保拠点施設ネットワーク整備概要資料」のとおり、本施設全体のサーバ室を想定しています。なお、図書システム用はP.80に記載のとおり、図書館事務室・作業室にサーバ室を設置することを想定しています。
43	32	3	3	1						対象施設の諸室構成	中央図書館及び学校の図書室において、電子図書の導入計画はありますか。	「第3次三芳町こども読書活動推進計画」では、導入に向け研究を進めることとしています。具体的な導入計画はありません。
44	33	3	3	2.	(1)				ii)	全体計画（一棟・別棟の考え方）	「小学校・体育館と複合公共施設を構造上、管理区分上の別棟（建築基準法上は一棟）とすること。」とありますが、「基本計画」のモデルプランでは建築基準法上は別棟とみなされる可能性もあると思料します。一棟・別棟の考え方について再度明確な条件提示をお願いします。	基本計画のモデルプランについては、基本計画時のボリュームや考え方に基づき作成したものです。要求水準書の記載内容における町の意図は想定している補助金（回答No.8）を受けるにあたり、小学校（学童保育室を含む）と複合公共施設それぞれで申請を予定しているため、別棟である必要があります。一方で建築基準法としては用途上不可分の関係にある建築物として用途地域に対応するなど、敷地を有効活用する必要があります。
45	33	3	3	2.	(1)				ii)	全体計画（一棟・別棟の考え方）	仮に小学校・体育館と複合公共施設が建築基準法上は別棟と解釈された場合、用途上は可分の関係とみなされ、敷地を分割するか一団地認定等の手法を用いることが必要になる可能性があると思料します。これらの可能性を考慮するのか、或いは一棟とみなされるよう施設計画で工夫することを求めるのか、貴町のお考えをご教示ください。	別棟である必要についてはNo.44の回答のとおりです。建築基準法への適合については、ご質問の一団地認定等を含め様々なアプローチが考えられると想定されますが、事業者のノウハウを活かし、計画敷地を有効活用する計画をご提案ください。
46	33	3	3	2	(1)				ii)	-	小学校・体育館と複合公共施設は建築基準法上一棟とありますが、小学校と複合施設は基準法上、一敷地で考えることが条件でしょうか。	お見込みのとおりです。
47	33	3	3	2	(1)					全体計画	学校ゾーン・学校地域連携ゾーン・複合公共施設の間にセキュリティ区画と図示されておりますが、セキュリティ対策としてどのような方法を用いるかは事業者の提案との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）p.36 ②学校・地域連携ゾーン iv）に記載の通り、学校・地域連携ゾーンへの出入りは、カードキーなどによるセキュリティ等を取り入れ、時間帯、運用状況に応じた出入りの管理を行えるように計画してください。具体的な方法は要求水準を満たすことを条件として事業者の提案とします。
48	35	3	3	2	(2)	1)				小学校	PTA活動を行うのは「学校ゾーン」、「学校・地域連携ゾーン」のどちらでしょうか？	要求水準書（案）p.63に記載の通り、PTA活動は地域連携室で行うものとし、「学校・地域連携ゾーン」に配置してください。
49	36	3	3	2	(2)	3)				駐車場・駐輪場	施設内へ公共バスを乗り入れる計画はないのでしょうか。	公共バス乗り入れの計画はありません。なお、前面道路に民間バス（ライフバス8番線）のバス停が2箇所（藤久保公民館、みらい通り）あります。
50	36	3	3	2	(2)	3)			i)	駐車場・駐輪場	東側と西側で110台以上の駐車場とされていますが、西側駐車場に付帯施設を整備した場合、付帯施設の駐車場と兼用は可能でしょうか。また、規程台数確保の為に立体駐車場とすることは可能でしょうか。	前段：要求水準書に示す公共施設で必要となる台数を確保し、付帯施設で必要となる台数を付加するなどの対応をしたうえで、兼用は協議に応じて可とします。後段：可能です。用途地域や近隣環境等に配慮の上で提案ください。
51	36	3	3	2	(2)	3)			i)	駐車場	駐車場（車いす使用者用駐車区画、高齢者・障がい者等優先駐車区画、学童保育送迎優先区画を含む）を15台以上整備とありますが、この台数は小学校の30台、複合施設の110台に含むと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書の記述を整理しましたのでご確認ください。
52	36	3	3	2	(2)	3)			i)	駐車場・駐輪場	「庁用車や給食、配達等の業務用車両の駐車スペースを適切に計画すること」とありますが、庁用車、給食について具体的な車両サイズ、必要な駐車台数をご教示ください。	庁用車は、乗用車4台を想定しています。給食配達車両は、車検証ではバンフルトレーラー（最大積載3t、長さ6,200×幅1,890×高さ2,950）です。

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
53	36	3	3	2	(2)	3)			i)	駐車場・駐輪場	念のための確認ですが、「事業予定地(東側)には駐車場(車いす使用者用駐車区画、高齢者・障がい者等優先駐車区画、学童保育送迎優先区画を含む)を15台以上必ず整備すること。」との記載がございますが、この台数は事業予定地全体(西側・東側)の駐車場合計110台以上に含まれているとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書の記述を整理しましたのでご確認ください。
54	36	3	3	2.	(2)	3)			i)	駐車場・駐輪場	駐車場台数について、必要台数を明記いただいておりますが、4月18日の実施方針(案)に関する質問意見への回答No113によると、「確保台数による評価の差が発生する可能性はあります。」とありますが、これは要求水準書を満たした上で、確保台数の多寡により評価されるという意味でしょうか。	要求水準書は最低限必要な台数を設定しています。評価基準については、入札公告時に公表する落札者決定基準をご確認ください。
55	38									仕上計画	建築内部仕上で、壁が児童の蹴破り防止対策とありますが、例えば腰壁は地場産の木材等使用を想定されていますでしょうか。	地場産の木材使用は想定していません。
56	38									仕上計画	天井仕上げは、原則として耐震仕様を想定されていますでしょうか。	要求水準書(案) p.41「4. 構造計画の考え方」を参照してください。なお、大空間に設置する天井については、崩落落下対策が取られた耐震仕様とします。
57	38									仕上計画	防音性の高い建具とありますが、音楽室・多目的ホール等はグレモン錠を想定されていますでしょうか。	騒音発生室の配置などにより必要に応じて設置することとします。なお、公民館ゾーン内スタジオについては用途や開閉頻度を考慮してグレモンハンドルによる扉を設置してください。
58	39	3	3	2	(5)				vii)	セキュリティライン	「外部から小学校エリア(校庭含む)への立入りが容易にできないよう、フェンスや建物等によりセキュリティラインを形成すること」とありますが、中庭広場の設置を求められている複合公共施設との間も、フェンス等を設置するとの理解でよろしいでしょうか。	中庭広場にフェンスを設置する必要はありません。各ゾーンから中庭広場への動線に管理扉を設ける等により、セキュリティ管理が可能な計画としてください。なお、中庭広場に面する小学校の諸室については提案により配置される室用途に照らして必要なフェンス、ルーバー、植栽帯などを設置してください。時間帯によって可変できる仕組みとするなど、広場の活用と小学校の立ち着きを両立できる提案も期待します。
59	40	3	3	3	(2)					環境保全・環境負荷低減	「ZEB Readyへ対応することが望ましい」とありますが、対応しなかった場合のペナルティや評価基準等について、ご教示ください。	活用を想定している補助金の交付要綱より、ZEB Readyへの対応が必要となるため、要求水準書を修正します。
60	41	3	3	4.						構造計画の考え方	「構造形式は鉄筋コンクリート造を基本とするが、一部を鉄骨造することも可能」とされていますが、適法性及び要求される性能の確保を前提として鉄骨鉄筋コンクリート造を採用することや一部或いは全体を木造とする提案も可能と理解して宜しいでしょうか?	お見込みのとおりです。
61	42	3	3	5					vi)	設備機器について	「電気容量の増加等の可能性」どのような状況を想定されておりますでしょうか。	具体的な想定はしていませんが、ICT機器類については技術の進歩に伴い機器の増設などがあるものと考えています。実績など事業者ノウハウを活かし、適当な余裕を持った設計としてください。
62	44	3	3	5	(2)		③		iii)	ICT環境の整備	三芳町で想定されているGIGAスクールの具体的な内容について、ご教示いただけないでしょうか。	GIGAスクールについて、参考として構想図を提示します(資料31「GIGAスクール構想図」)また、「三芳町第2期教育基本計画(町HPに掲載)」p.20「主要な施策3 時代の変化に対応する教育の推進」にICTなどに対応するための方針が記載されていますので、併せて参考としてください。技術革新が進んでいる分野ですので陳腐化しないような提案を期待します。

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
63	45	3	3	5			⑥		i)	警備・防災設備	監視カメラについて設置の考え方をご教示いただけませんか。	監視カメラは不審者侵入、犯罪等の事案に対し抑止力を期待する他、証拠を記録し経路や経緯などを把握し対策を検討するために設置します。そのため、出入口や不特定多数の利用者が利用する共用部、職員などの目が届かない死角となる外部などを中心に設置することを要求水準書（案）に定めたものです。そのため、監視カメラの存在を知らせることで抑止力が発揮でき、利用者が安心できるような設置をお願いします。電気錠システムや機械警備システムと連携して安全な施設運営を確保できることを期待します。
64	46	3	3	5			⑥			警備・防災設備	「マンホールトイレ3箇所」の数量の根拠についてご教示ください。	指定避難所としてのトイレについては体育館内のトイレを活用することを想定しています。停電時や断水時などに体育館内のトイレが利用できなくなった場合に、マンホールトイレで代用することを計画しているもので、予備的なものとして設定しています。
65	46	3	3	5			⑥		v)	警備・防災設備	防災備蓄倉庫及び既存の防災倉庫の保管する内容、量について、ご教示ください。また、備蓄の管理は市という理解でよろしいでしょうか。	前段：新設する防災備蓄倉庫の具体的な備蓄量は定まっていますので、既存の防災倉庫の備蓄量を参考として示します（資料30「既存の防災倉庫の保管量」）。 後段：防災備蓄倉庫の維持管理は本事業の範囲としますが、備蓄物の管理は町が行います。
66	46	3	3	5	(2)		⑥		viii)	警備・防災設備	既存防災井戸について、サイズ・設置年数・現在の活用法を教えてください。	既存防災井戸に関する資料を追加して示します。（資料15「既存防災井戸資料」）。現在は防災井戸として活用しており、定期的な点検や水質検査等は実施しています。
67	47	3	3	5	(3)		③		ii)	自動制御設備	「三芳町役場教育委員会からインターネット経由による空調の遠方発停制御」とありますが、どのようなシーンを想定して、三芳町役場での制御を設定されたのかご教示いただけますでしょうか。	遠方発停制御については既存施設に導入されており、適切な運転がなされているかの監視確認、時間制御などの設定、切り忘れ時の停止などの活用を行っています。
68	47									給水設備	新築時の水質検査は実施することを想定されていますでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	49	3	3	6.			③		iii)	下水道	「一般下水道管への敷地内雨水の放流は行わない」とされていますが、これは100%敷地内浸透処理を求める意でしょうか？或いは町HPにある雨水流出抑制措置（後出：要求水準書（案）P.96の7）その他 i）の記述含め）を講じた上で公共下水道管への放流は認める趣旨でしょうか？公共下水道管が比較的小径であることも懸念点です。	雨水流出抑制に関する考え方については要求水準書（案）p.11⑩xi）、p.12⑫などの関係規定類をご確認ください。P98に記載のとおり校庭を貯留施設として活用したうえで、同p.71iii）に記載のとおり浸透対策を計画してください。なお、オーバーフロー管の接続は認めていません。
70	49	3	3	7	(1)					災害時の施設安全性の確保	「自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設」と記載ありますが、非常時の具体的な想定や求める安全性のレベルはありますか。ご教示ください。	「三芳町地域防災計画（町HPに掲載）」に災害想定が示されていますので、参考としてください。事業者のノウハウを活かした安全性の高い施設の提案を期待します。
71	49	3	3	7.	(2)					避難所利用を想定した施設計画	小学校の体育館が指定避難所となっておりますが、想定される避難者の人数や滞在期間は、具体的にありますか。	町では平成24年・25年埼玉県地震被害想定調査に基づき避難者の数を想定しています。藤久保小学校体育館においては1週間後に32世帯79人の避難者が滞在することを想定しています。また、帰宅困難者等の受入れは400人程度を想定しています。超える場合は藤久保公民館でも100人程度受入れ、エリア合計で500人程度の受入れを想定しています。施設的设计にあたっては防災拠点として十分機能するような計画として下さい。
72	52	3	3	8	(1)		②		イ	普通教室等	「関係者等を含めたワークショップ」と記載ありますが、関係者等に小学校PTAや自治会長等も含まれますでしょうか。含まれる場合、関係者の調整は市で行う理解でよろしいでしょうか。	ワークショップの出席者について、想定しているものではありません。事業者の提案によるものとします。ワークショップの開催方法等については対象者や内容に応じて町が調整を実施して開催するもの、事業者が調整をして開催するものがあると考えます。

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
73	53	3	3	8	(1)		②	ウ		特別支援学級	特別支援学級について、教員の方々等の在室時間や児童へのケアの仕方について、ご教示できないでしょうか。	特別支援学級における教員の在室時間について、児童が登校する朝8:30前から授業準備等を行い、下校する15:00頃まで授業や教育活動を実施します。その後、教材研究や校内事務保護者との面談等を勤務時間が終了する17:00以降まで行っています。また、児童は教室内で工作等の作業や柔らかいボールでの簡易な運動等も行います。落ち着かない児童も多く、色彩や掲示物などの教室環境で配慮をしたり、パーティション等を活用したブースなどで気持ちを落ち着かせる等のケアをしたりしています。
74	53	3	3	8	(1)		②	エ		少人数教室	「2フロアの各2部屋」とありますが、どのような利用を想定しているか、利用時間や頻度について、ご教示いただけないでしょうか。	少人数教室については現時点では主に算数科においてクラスを半分に分けて使用しております。使用頻度としては、1日の半分くらいは授業で使用しており、休み時間等に更衣室として使用する場合があります。
75	54	3	3	8	(1)	1)	③	ア	i)	共通	家庭科室、図工室、音楽室は学校開放においてそれぞれどのような利用方法を想定しているのでしょうか。	学校開放の利用方法については想定はありません。音楽室であれば音楽活動など部屋の設えに合った利用が考えられますが、例えば会議等での利用はできないなどの規定を作ることは考えていません。
76	57	3	3	8	(1)	1)	③	コ	iii)	図書室(メディアセンター)	図書室において、書籍の将来的な増加とはどの程度の冊数又はスペースを想定されているのでしょうか。	藤久保小学校の児童数推移推計より、令和7年度の743人をピークとして想定すると、学校図書館の標準図書達成率を基準とした増書量は、現在10200冊程度の蔵書より1,760冊程増える可能性があります。
77	57	3	3	8	(1)		③	コ		図書室	「将来的な増加」とありますが、可能であればどのくらいの数量が増えるのかお示し頂けないでしょうか。	回答No. 76をご確認ください。
78	57									音楽室	音楽室はひな壇形状を想定されていますでしょうか。	想定しておりません。
79	58	3	3	8	(1)		③	コ		図書室	「進化する利用に対応した通信環境」とありますが、動画やVR等の利用を想定するイメージでしょうか。具体的に示し頂けないでしょうか。	紙媒体の書籍類に加え、ICT機器を組み合わせた調べ学習や、プロジェクター等を活用した発表、共有など多彩な利用に対応できる設備を想定しています。動画やVRの提案は個別対話等で意見交換をお願いします。
80	58									図書室(メディアセンター)	タブレット端末は全校生徒が各1台使用することを想定されていますでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	61	3	3	8	(1)		④	サ	iii)	保健室	「保健室登校などの精神的ケアでも利用」とありますが、その利用の仕方について(利用頻度、複数名が登校した場合の対応など)ご教示いただけないでしょうか。	補助的な利用法であり、定型的、体系的な利用はありません。要求水準書記載のとおり、柔らかい雰囲気での仕上げを求め参考としてご理解ください。提案に関する内容については個別対話等の機会をご利用ください。なお、ご質問の内容について、教育相談室の記述について関連して修正しましたので、併せてご確認ください。
82	63									児童用トイレ	児童用トイレも青・赤の識別等をなくしたジェンダーレスなものを想定されていますでしょうか。	児童用トイレについて、児童が快適に利用できるような積極的な提案を期待します。その中でジェンダーレスの観点を含めた広くユニバーサルデザイン、バリアフリーに対応した色調や仕上げなどを検討してください。
83	68	3	3	8	(1)		⑤	イ	iii)	アリーナ	「多目的に利用」とありますが、体育の授業以外の利用はどのような利用をイメージされていますでしょうか。ご教示いただけますでしょうか。	全校集会や発表会、体育授業以外でも広い床面を活用する授業などでの利用を想定しています。
84	72	3	3	8	(2)	1)			vi)	複合公共施設共通	構内PHSシステムを整備すると記載がありますが、別システムによる代替提案は可能でしょうか。	代替提案は可能です。
85	78	3	3	8	(2)		③			図書館イベント室	開催されるイベントの内容をお示し頂けないでしょうか。	追加添付資料にてお示しします。「資料28 図書館イベント詳細資料」をご確認ください。

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
86	80									多目的ホール	多目的ホールは、音響を考慮した天井・壁形状を想定されていますでしょうか。また床は防音仕様（RC2重床）を想定されていますでしょうか。	十分な遮音性能（遮音等級D-60、騒音等級N-30、騒音評価NC-25程度）を備えることを条件に、事業者の提案によるものとします。
87	91									社会福祉協議会	0A707A-はウイカ対応品を想定されていますでしょうか。	社会福祉協議会の0Aフロアはウイカ対応品の指定はしません。その他の0Aフロアについても部屋の用途などに応じた製品の選定を行ってください。
88	92	3	3		(2)	9)	①			民間収益施設	民間収益施設だけを別棟として建設は出来ませんか。	個別対話等の機会を利用して、具体的な提案内容とあわせて町に協議及び確認をお願いします。
89	92	3	3		(2)	9)	①			民間収益施設	民間収益施設を公共施設内に設置の場合、公共施設が営業時間外でも外からお客様が利用できるようなプランを考えることは可能ですか。	可能です。
90	92	3	3	8	(2)	9)	①		ii)	民間収益施設	民間収益施設の面積上限があればお示ください。	面積上限はありませんが、予定価格の範囲内かつ公共機能に支障のない範囲で計画してください。
91	92	3	3	8	(2)	(9)			ii)	民間収益施設	提案により50㎡以上を確保とありますが、そのように設定された理由について、ご教示いただけますでしょうか。	「藤久保地域拠点施設基本計画」において、50㎡程度のコワーキングスペースを計画しています。地域住民の利用を想定しているほか、利用者同士の交流を目的としたイベントや25人程度の会議形式での利用も想定していますが、具体的な運用方法は事業者の提案によるものとします。
92	93									トイレ	多目的トイレ・ジェンダーフリートイレについては、引戸形状を想定されていますでしょうか。	バリアフリートイレは引戸としてください。ジェンダーフリートイレは事業者の提案によるものとします。
93	94	3	3	8	(3)	2)				植栽	保存すべき樹木等がありましたらご教示ください。	記念樹等の保存すべき樹木はありません。
94	95	3	3		(3)	4)			viii)	駐車場・駐輪場	料金徴収をする場合、町と協議した上で、新たに条例を制定し、その範囲内に料金設定することとなりますか？	お見込みのとおりです。
95	97	3	3	8.	(4)					付替道路	当該項の記述は、実施方針における「付替道路整備業務」の項目削除に関わらず、付替道路の整備が事業者の業務範囲であるという理解で宜しいでしょうか？すなわち、上記項目削除は業務範囲からの除外を意味するものではないとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
96	98	3	4							電波障害調査業務	「事業者は、設計時における事前調査で～本町に提出すること。」と記載されておりますが、必要となった場合の対策費用は、貴町負担と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	必要となった場合の対策費用は事業者の負担となります。
97	98	3	5							本事業に伴う各種申請業務	補助金等申請支援業務の詳細をご教示いただけないでしょうか。	申請に必要な書類・図面等の作成や確認等を想定しています。
98	98	3	5							本事業に伴う各種申請等の業務	事業者は、補助金等の申請を支援するとのことですが、現時点で申請を想定している補助金がありましたらお教えください。	都市構造再編集集中事業（個別支援制度）による補助金を想定しています。
99	99	3	6	3						設計変更について	「工期の変更を伴わず」とありますが、変更内容によっては、協議の上、変更を認めて頂くと考えてよろしいでしょうか。	本項目は町が設計変更を要求することができる事項を規定しています。工期の変更を含む設計変更などについては入札公告時に示します。
100	99	3	6	3						設計変更について	「提案を逸脱しない範囲内」について、具体的に基準はありますでしょうか。考え方をお示し頂けないでしょうか。	具体的な基準はありません。町と事業者の協議によって判断するものとします。

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
101	100	4	1	1.						業務の対象範囲	当該項の記述は、実施方針における「付替道路整備業務」の項目削除に関わらず、付替道路の整備が事業者の業務範囲であるという理解で宜しいでしょうか？すなわち、上記項目削除は業務範囲からの除外を意味するものではないとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
102	100	4	2	2	(1)					業務期間	「本施設は～小学校校庭、付替道路、複合公共施設駐車場は～令和9年8月末日までに建設工事を完了すること。」と記載がございます。実施方針P5(7)③の業務範囲には「付替道路」は含まれておりませんが、どのように理解すればよろしいでしょうか。ご教示ください。	付替道路は建設・工事監理業務の対象に含みます。
103	100									工事計画策定に当たり留意すべき	工事期間中の交通誘導員の配置は必須と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
104	100									工事計画策定に当たり留意すべき	工所用仮設トイレ等排水は、既存下水道を使用出来るのでしょうか。	計画敷地内においては既存汚水桝等を活用して排水は可能です。詳細な条件については上下水道課と協議をお願いします。
105	101	4	2	2					ii)	工事計画策定に当たり留意すべき項目	「建設工事に伴い想定される～工夫を行うこと。」と記載されておりますが、近隣協定等の工事規制等は想定されておりますでしょうか。ご教示ください。	三芳町条例等で工事規制などを想定はしていません。事業者の実例等で想定している工事規制等がありましたら、質疑や個別対話等で確認をしてください。
106	101	4	2	2					v)	工事計画策定に当たり留意すべき項目	「可能な限り小学校の校庭利用に配慮」とありますが、別敷地での校庭利用も提案としてお認めいただけるのでしょうか。	施工方法の工夫などで敷地内で場所を確保できる場合、事業者にて近隣に別敷地を確保できる場合は提案として認めます。小学校での対応も必要な場合がありますので、質疑応答や個別対話等で確認をしてください。
107	101	4	2	3	(2)				i)	近隣調査・準備調査等	「建設工事の着工に先立ち～建築準備調査等を十分にを行い、～」と記載されておりますが、近隣調査等の範囲の指定はございますでしょうか。ご教示ください。	建築計画や施工方法などにより影響範囲が異なることが想定されますので、町の方で範囲を定めていません。実際の施工にあたっては町に調査範囲を提案し協議してください。
108	102	4	3						iii)	既存備品等	既存施設に設置している什器・備品等を確認し～と記載があります。既存備品移設も本事業ですか。既存備品を移設中に壊れた場合のリスクはどちらが負うのですか。新設備品のリストいつ添付されますか。	前段、中段：既存什器・備品の移設は本事業に含みません。後段：入札公告時まで公表する予定です。
109	102	4	3						iii)	既存備品等	既存備品を移設する場合の耐震固定も本事業にて行いますか。	既存什器・備品の移設は本事業に含みません。引っ越し支援業務の中で移設先が確定した什器の中でアンカーボルト等が必要となる什器類に関しては建設工事において設置しておくなど対応を行ってください。
110	102	4	3						iii)	什器・備品等の調達及び設置業務	実施方針（案）に関する質問意見への回答No. 31に「既存什器・備品の移設は事業者の業務範囲内であり、詳細は要求水準書(案)をご確認ください。」との回答がございますが、要求水準書(案)を確認したところ既存什器・備品の移設作業の業務内容に関する項目が見当たりません。既存什器・備品の移設業務が事業者の業務であるならば移設を行う既存什器・備品のリストは事前にお示しいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	既存什器・備品の移設は本事業に含みません。要求水準書（案）p.104 第3節iii）、P105 第4節ii）に記載しているとおり、既存備品を調査し移設の要否や移設先のスペース確認、町処分什器のリスト化などの支援は行うこと。
111	102	4	3						iii)	什器・備品等の調達及び設置業務	既存施設の什器・備品の移設業務が事業者の業務範囲であるならば入札条件を揃えるためにも事前に条件をお示しください。	回答No. 110をご確認ください。
112	102	4	3						iii)	什器・備品等の調達及び設置業務	既存施設に設置している什器・備品等の移設要否は貴町にご判断いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	本事業で整備する什器類に照らし、町と協議のうえ、移設の要否及び移設先スペースの確認等を本事業で実施してください。



No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
113	102	4	3						iii)	什器・備品等の調達及び設置業務	添付資料として公表いただいた既存施設の什器・備品リスト(備品台帳)は現時点で移設を考えているものをご記載いただいているのでしょうか。	移設を考えているものではなく、保有を把握しているもの全てを記載しています。
114	103	4	4						i)	既存施設等の解体・撤去業務	念のため確認させていただきます。「既存施設等を解体・撤去し～p.4に示すとおりとする。」と記載されておりますが、解体工事中に予期せぬ地中障害が発生した場合は別途協議との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	別途協議とします。
115	103	4	4						i)	既存施設等の解体・撤去	既存施設の図面(建築図、基礎伏図、杭伏図、設備図等)を提供していただけないでしょうか。	「閲覧資料2 既存施設現況図(事業予定地現況図)」として閲覧を受け付けています。実施方針 様式4「閲覧資料閲覧申込書権誓約書」に必要事項を記載の上、電子メールにより提出してください。
116	103									既存施設等の解体・撤去業務	解体工事の際、既存残置物の量はどの程度を想定されていますでしょうか。	要求水準書(案) p.105第4節ii)に記載のとおり、既存残置物(造り付け家具や固定什器を除く)は町で運び出し処分を行います。
117	103									既存施設等の解体・撤去業務	既存校舎、他施設基礎杭があった場合、杭・ラップル含めての撤去を想定されていますでしょうか。	杭は基礎等の地業撤去範囲にて切断し存置とします。ラップルについては既存図より確認できていませんが、杭以外は撤去とします。閲覧資料2 既存施設現況図(事業予定地現況図)にて地業等は確認してください。
118	104	4	5		(1)				ii)	工事監理者選任届	配置予定の工事監理者において、求められる資格要件及び実績要件があれば、ご教示下さい。	必要となる資格や実績の条件はありません。要求水準書に記載の通り、各責任者として適切な者を選任してください。
119	104	4	6						i)	施設利用者等への安全対策業務	「本施設外(敷地外)における～車両運行計画を策定すること。」と記載されておりますが、現段階での通行規制等は想定されていますでしょうか。ご教示ください。	現段階での通行規制等は想定していません。車両運行計画の検討にあたっては、事前に所管警察署及び道路管理者(町道の場合は、三芳町道路管理課)と協議の上、計画してください。
120	104	4	6						i)	施設利用者等への安全対策業務	「本施設外(敷地外)における～車両運行計画を策定すること。」と記載されておりますが、工事車両と児童の動線が重複しない為に、一時的に一部通学路の変更(登下校を東門を利用する等)する事は可能でしょうか。ご教示ください。	工事に伴う通学路の変更は協議に依ります。一時的な変更については期間、場所、事業者が実施する安全対策などを踏まえて学校と協議を行うこととなります。
121	105	4	8							電波障害対策業務	「本施設の建設に伴う～電波障害対策を行うこと。」と記載されておりますが、本工事期間中に限りの対策と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	電波障害対策は事業者の負担とします。質問No. 26も併せてご確認ください。
122	105	4	9	1					i)	施工中の提出書類	工事工程表を作成するに当たり、学校行事等で休工日・作業時間制限等の要素はございますでしょうか。ご教示ください。	儀式的行事や音楽会等学校行事や調査等に必要において、学校から休校日や作業時間の制限等の依頼を行う場合があります。
123	107	4	9	2	(1)		③		xi)	完成図書の提出	完成写真は全景が入るようにドローン撮影や航空写真が必要でしょうか。ご教示ください。	完成写真として全景が入ったものは必要と考えています。
124	107	4	9	2	(1)		③		xv)	完成図書の提出	施設案内映像(DVD)は具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。ご教示ください。	具体的な想定はしていません。施設の設計から建設に至るまでの経過などを記録したもの、完成した施設の利用者向け説明映像などは最低限必要と考えますが、事業者が事業内容を対外的に説明したり、運営業務などでも活用することが考えられますので、十分な情報が収録されたものを作成してください。事業での活用も考慮し、5分程度のダイジェスト版も併せて作成してください。

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
125	109	5	1	3						維持管理業務に係る仕様書	「維持管理業務の詳細な内容及びその実施頻度等は、事業者が提案し、本町が承諾するものとする」との記載がございますが、P109 5章 1節 1.にて「本要求水準書のほか、「建築保全業務共通仕様書 平成30 年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、建築保全センター編集・発行)にも準拠すること」との記載がございます。「建築保全業務共通仕様書」や「要求水準書添付資料24 主な維持管理業務項目詳細一覧」には維持管理業務の詳細な内容及びその実施頻度等が記載されていることから、本項に記載されているように事業者が提案できることがほとんどなく、これらに「準拠」することは性能発注が原則であるPFI事業の趣旨にも即さないと考えております。これらのことから、「建築保全業務共通仕様書」や「要求水準書添付資料24 主な維持管理業務項目詳細一覧」は多くの他案件と同様に「準拠」ではなく「参考」とさせていただき、維持管理業務の詳細な内容及びその実施頻度等は、事業者の提案とさせていただきませんかでしょうか。	「建築保全業務共通仕様書」は参考とし、「要求水準書添付資料24 主な維持管理業務項目詳細一覧」は準拠することとします。
126	118	5	6	2	(1)				i)	清掃業務	資料24 主な維持管理業務項目詳細一覧、6-(2)①日常清掃について、「資料24(参考)既存施設の清掃業務仕様書」を参考に既存施設の清掃水準を下回らないとありますが、資料が日常清掃の内容となっております。日常清掃の既存施設仕様をご教示ください。	定期清掃及び日常清掃の仕様書を統合していますので、該当ページをご確認ください。
127	118	5	6	2	(1)				i)	清掃業務	小学校内の日常清掃は対象範囲となるでしょうか。学校側で清掃する範囲(児童による清掃)について考え方があるようでしたらご教示ください。	要求水準書(案)記載のとおり、小学校の日常清掃は児童が実施します。
128	119	5	7	1					i)	防犯・警備業務	資料26 警備業務内容一覧が未配布と思われませんが、情報開示のご予定があれば教えてください。	入札公告時まで公表する予定です。
129	119	5	7	2					i)	防火・防災業務	防火管理業務のうち、防火管理者選任・消防計画作成について、小学校・町運営施設は対象外という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
130	120	5	8						i)	修繕業務	「事業期間終了後の大規模修繕」との記述があり、事業者は事業期間終了後に大規模修繕が行われる前提で維持管理を行う趣旨と理解しますが、約20年間の維持管理・運営期間は、建築設備等について通常の耐用年数を超える場合があります。耐用年数から見て止むを得ない更新対応等が発生した場合でも全て事業者の責任・費用負担で対応することを意味しますでしょうか？或いは、原因等に応じて協議等の余地があるものと理解して宜しいでしょうか？	大規模修繕以外の修繕は、事業者の責任・費用負担で対応するものとします。回答NO.11も参考にしてください。また、P122の「事業期間終了後の大規模修繕」の記述をもって、大規模修繕等の協議を行わないということではありません。
131	120	5	8						i)	修繕業務	「毎事業年度の修繕費は、当該長期修繕(保全)計画をもとに支払うこととする。」との記載がございますが、修繕費については均等払いではなく、長期修繕(保全)計画通りに支払いを予定されているとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
132	120	5	8						iv)	修繕業務	修繕費総額6,000万円(税別)とありますが、超過してしまった場合は協議ができるものでしょうか。	既存施設での実績や他事例を基に修繕費を算定しています。修繕費を含めたライフサイクルコストの削減を官民連携事業に期待しており、設計段階より修繕費を抑えられるような施設の計画を求めます。事業期間中に修繕費の使用状況や見込みなど十分に町と情報交換し協議しながら可能な限り超過しないような施設の計画をお願いします。やむを得ず総額6,000万円(税別)を超えた場合は、原因や状況などを確認し、協議のうえ、本町が別途予算を確保し事業者又は本町にて修繕を実施します。
133	120	5	8						iv)	修繕業務	修繕費総額6,000万円の算定根拠をお示し下さい。根拠となる資料がございましたら開示頂けませんでしょうか？	既存施設での実績や他事例を基に算定した額です。根拠資料の開示はできません。
134	120	5	8						iv)	修繕業務	「事業期間全体での修繕に必要な経費として総額6,000万を計上し、」との記載がございますが、この金額は固定費として入札金額に含めれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
135	120	5	8						iv)	修繕業務	施設を要求水準で定められている状態に維持するために、修繕費が不足した場合には、別途協議の上、貴町に費用の手当てをしていただけますでしょうか。	回答No. 132をご確認ください。
136	120	5	8						iv)	修繕に必要な経費	「事業期間全体での修繕に必要な経費としては総額6000万円（税別）を計上」とありますが、運営期間中の市況変動による物価上昇等が発生した場合の対応について、ご教示ください。	入札公告時に公表します。
137	120	5	8						iv)	修繕業務	「事業期間全体での修繕に必要な経費として総額6,000万円（税別）を計上」との記載がございますが、ご想定された修繕計画と積算根拠をご開示いただけませんかでしょうか。	回答No. 133をご確認ください。
138	120	5	8						iv)	修繕業務	「事業期間全体での修繕に必要な経費として総額6,000万円（税別）を計上」との記載がございますが、不足した場合は貴市にてご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	回答No. 132をご確認ください。
139	120	5	8							修繕業務	事業期間中に大規模修繕を実施されることは想定されていますでしょうか。	事業期間中の建築物にかかる大規模修繕は想定していません。大規模修繕等に関する考え方は回答No. 11、No. 130をご確認ください。
140	120	5	8							修繕業務	大規模修繕に設備機器の「更新」は含まれているとの認識でよろしいでしょうか。	大規模修繕については要求水準書（案）p. 6に記載してあります。設備機器についても機器、配管、配線等の全面的な更新を行う修繕を指します。故障等でシステム内の一部機器を更新する行為は修繕業務に含まれます。事業期間中の大規模修繕は想定していないため、耐久性の高い設備機器の計画をお願いします。
141	126	6	3	3	(2)				i)	施設利用の受付	貸室等以外での第三者によるイベント等の実施希望について占用許可を必要とする場合は、町にて直接対応頂くとこの理解でよろしいでしょうか？	原則としては町が直接対応するものと思慮されますが、運営業務との兼ね合いで事業者が対応することを妨げるものではありません。円滑な施設利用に努めてください。
142	127	6	3	3	(1)				ii)	予約システムの整備・運営	総合事務室窓口での予約と連携できるシステムとは、インターネットでも総合事務窓口でも入力できるシステムということでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	127	6	3	3	(1)				iii)	予約システムの整備・運営	三芳町様ホームページとの間での相互リンクが可能になるようにすることとありますが、相互のホームページにバナー等の相互リンクを貼るという意味でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	128	6	4	1					i)	全館イベント等の企画・運営業務	・各イベント実施時において、参加料等の収益を伴う事業を行うことは可能でしょうか？ ・その扱いは自主事業となりますでしょうか？ ・収益は事業者には帰属するという理解でよろしいでしょうか？ ・施設の設置目的に合致した内容であっても行政財産使用料は発生しますか？発生する場合の使用単価はどのようになりますか？	1点目：「1. 全館イベント等の企画・運営業務」に記載したイベントについては、参加料の徴収を想定していません。 2点目：参加料等を徴収する場合は自主事業の扱いとなります。 3点目：自主事業の収益は事業者には帰属するものとします。 4点目：「1. 全館イベント等の企画・運営業務」に記載したイベントについては、行政財産使用料は発生しません。
145	129	6	4	2	(1)				ii)	開業前広報業務	施設案内や料金体系等を分かりやすく紹介したホームページを開設とありますが、資料27運営業務の対象範囲表のところの複合公共施設全体のホームページということでしょうか。それとも町運営施設のホームページということでしょうか。範囲をご教示いただきたくお願いいたします。	複合公共施設全体のホームページとします。

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
146	129	6	4	2	(2)				ii)	広報	SNS等により広報に努めることとありますが、SNSの指定はあるのでしょうか。また、業務としては新たにアカウント取得をして業務を行うということでもよろしいでしょうか。	前段：SNSの指定はありません。 後段：ご理解のとおりです。
147	129	6	4	2.	(3)				i)	パンフレット等作製	作成するパンフレットの版は、当初の1回のみとの理解でよろしいでしょうか。	初版500部の配布後、微修正等を見据えて、合計3,000部とします。
148	129	6	4	2.	(3)				i)	ポスター作製	ポスターの枚数は、協議との事ですが、入札額にも影響しますので、ご指定いただけませんか。	100部印刷をお願いします。また、町HP等でも広報しますので、原版をPDFでご提供ください。
149	129	6	4	2.	(3)				ii)	DVD作製	DVDの作成において、開業前までにとの事ですが、開業前ですと当然、利用者等入っていない状況の施設となります。開業後の町民の方たちが利用しているイメージのDVDを作成する事も可能との理解でよろしいでしょうか。	No. 124の回答も参考にしてください。DVDについては、事業者が活用するシーンも想定されるため、提案によるものとします。
150	130	6	5							民間収益施設運営業務	優先交渉権者決定後、民間収益施設の用途が認められなかった場合は、別途ペナルティの対象とはならないとの理解で宜しいでしょうか。 また承諾を得ることができない用途についていくつか参考でご提示いただけませんか。	前段：ペナルティの対象とはなりません。 後段：建築基準法、その他条例等により制限がある用途並びに事業及び社会通念上、町有地を利用する施設として適切でないと思われる用途については、協議により承諾できないことが想定されます。本事業においては、整備する公共施設や地域と親和性が高く、相互に連携などができる施設の提案を望みます。
151	130	6	5							民間収益施設運営業務	社会情勢の変化への対応、利用者のニーズの変化へのマッチングを行うためにも、事業期間中に業態及び運営企業の変更をお認め頂けませんでしょうか。	ご意見として承ります。
152	130	6	5							民間収益施設運営業務	実施方針（案）に関する質問意見への回答No. 121にはコワーキング機能、カフェ機能が必須との記載がございますが、要求水準書案を正とし、コワーキング機能のみ必須、その他機能は提案との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、コワーキング機能のみ必須、その他機能は提案との理解で問題ありません。
153	131	6	6							自主事業(任意)	優先交渉権者決定後、自主事業の内容が認められなかった場合は、別途ペナルティの対象とはならないとの理解で宜しいでしょうか。 また承諾を得ることができない事業についていくつか参考でご提示いただけませんか。	前段：ペナルティの対象とはなりません。 後段：建築基準法、その他条例等により制限がある用途並びに事業及び社会通念上、公共施設等を利用する事業として適切でないと思われる事業については、協議により承諾できないことが想定されます。本事業においては、整備する公共施設や地域と親和性が高く、相互に連携などができる事業の提案を望みます。
154	132	6	7							付帯施設(付帯事業)	実施方針（案）に関する質問意見への回答の中で付帯事業の用途等は今後実施する個別対話等にて協議することを想定しているとの記載がございますが、参加申請確認書類の受付締切までには5月の個別対話を除くと残り1回の個別対話しか残されておりません。その1回も本体施設(小学校、複合施設)に関する協議を行う必要があるため、付帯事業の協議に割ける時間は限られております。 より優れた提案を行うためにも個別対話以外に、随時確認を行う機会を設けていただけませんか。	個別対話等の機会を利用して、具体的な提案内容とあわせて町に協議及び確認をお願いします。
155										資料3 事業予定地 現況測量図	測量図のCADデータを配布いただけますでしょうか。また地盤高低差、既存建物位置、既存樹木位置、道路付け替え位置がわかる図面、CADデータがあればご提供いただけますでしょうか。	区画整理事業による測量座標を基に作成した測量図については、CADデータがご提供できます。高低測量図ほか既存測量図等はありません。現地確認時にご確認ください。
156										資料21	がん検診車のサイズをご教示ください。	がん検診車サイズは最大で長さ12,000×幅2,500×高さ3,800です。
157										資料21	がん検診車は1台のみ駐車すると考えてよろしいでしょうか。	がん検診の種別により、2台駐車する場合があります。

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
158										添付資料 資料27	全館イベントとはどのようなイベントを想定されておりますでしょうか。	要求水準書（案）p.130 第4節 1. をご確認ください。
159											廊下、トイレ等の照明はセンサー式を想定されておりますでしょうか。	事業者の提案によるものとします。SDGs、省エネルギーの観点からセンサー式に限らず効率的な設備及び制御方式を提案してください。

要求水準書（案）に関する意見及び回答

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i))	項目等	質問内容	回答
1	目次									閲覧資料	既存主要建物の面積表、仕上げ表、平断面図面の最新図の複写を配布頂けないでしょうか。	「閲覧資料2 既存施設現況図（事業予定地現況図）」として閲覧を受け付けているものの写真撮影等は可能ですので、閲覧時にご確認ください。
2	3	1	3				④			民間活力を導入した地域の活性化と財政負担軽減の両立	<p><b>地元インフラ企業の参画</b>                      町内でインフラに関する事業を展開しています。藤久保地域拠点施設の整備にあたり、施設の安定運営のために特にインフラに関しては地元企業の参画を積極的に評価する仕組みとして欲しい。地元企業として地域貢献も含めて積極的に参画できるようにして欲しい。</p> <p><b>エネルギー選定</b>                      施設で利用する電気や空調のエネルギーについて、ガスを活用したコージェネレーションや燃料電池、GHPなどの空調設備について、エネルギー効率や電力料金、災害時のレジリエンス強化など、多様な観点から適切に評価する仕組みとして欲しい。</p> <p>分散型発電システムであるガスコージェネレーションで発電した電気と熱（冷暖房に利用可）、太陽光発電の再生可能エネルギーを藤久保地域拠点施設（藤久保小学校や複合公共施設）間でエネルギーの融通を図ることで省エネ、省CO2、災害対応強化や地域の活性化に貢献。さらに、ガスコージェネレーション、GHP、GHPチラーと環境負荷低減手法の採用により、ZEB達成に向けた取り組みが可能であります。</p>	ご意見として承ります。
3	7	1	4	7						民間収益施設貸付条件	「事業者の提案する日から事業期間終了日まで」とありますが、土日のみの営業等をする場合等も想定した民間収益施設貸付条件の検討をお願い致します。	ご意見として承ります。
4	25	2	3							経営管理業務	PFIの場合、資金調達にかかわる契約行為やSPCの管理費用など、DB0と比較して事業費が大幅に増大します。適正な予算の積み上げがなければ、適正な事業実施が難しいと考えます。十分な予算確保をお願い致します。	ご意見として承ります。
5	34	3	3	2	(1)				iv)	駐車場	「利用者の駐車場は主に事業予定地（西側）に整備」とありますが、駐車場は付帯事業と共用することや立体駐車場をお認め頂けないでしょうか。付帯事業の提案の幅が広がり、本事業全体の魅力を増す提案が可能となります。	ご意見として承ります。
6	40	3	3	3	(2)					環境保全・環境負荷低減	「ZEB Readyへの対応」とありますが、水光熱費は市負担であり、事業のイニシャルコストの単価は確実に高くなるため、適正な予算設定及び適正な評価設定をよろしくお願い致します。	ご意見として承ります。

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i))	項目等	質問内容	回答
7	40	3	3	3	(2)					<p>環境保全・環境負荷低減</p> <p>多岐にわたる地球環境配慮技術を適切に評価する仕組みとしてほしい。地球環境配慮技術については、カーボンニュートラルガスやCO<sub>2</sub>フリー電力の導入など、カーボンオフセットに関する技術の提案を考えています。提案にあたっては設備投資が必要なもので、2050年までに達成するなどのロードマップを示すことで評価されるなどの仕組みの導入を検討して欲しい。</p> <p><b>CO<sub>2</sub>フリー電力の導入</b> CO<sub>2</sub>フリー電力などの導入は一般的にコスト増となるが、評価にあたっては地球環境への配慮とコスト増を適切に評価し、事業者が積極的に提案できる仕組みとして欲しい。</p> <p><b>太陽光発電をはじめとする創エネ・再エネ設備、PPA事業の導入</b> PPAとは、設備設置事業者（PPA 事業者）が施設に太陽光発電設備を設置し、施設側は設備で発電した電気を購入する契約。施設側は設備を所有しないため、初期費用の負担や設備の維持管理をすることなく、再生可能エネルギーの電気を使用することが可能であると考えているが、本事業にも組み込むなどを検討してはどうか。 ・エネルギーの地産地消 エネルギーの地産地消や面的利用を支えるインフラ（系統線、自営線、熱導管等）を整えることにより、効率的なエネルギー利用の実現が可能。また、分散型発電システムであるガスコージェネレーションで発電した電気と熱（冷暖房に利用可）、太陽光発電の再生可能エネルギーを藤久保地域拠点施設（藤久保小学校や複合公共施設）間でエネルギーの融通を図ることで省エネ、省CO<sub>2</sub>、災害対応強化や地域の活性化に貢献。さらに、ガスコージェネレーション、ガス空調と環境負荷低減手法の採用により、ZEB達成に向けた取り組みが可能。</p> <p>・ガスコージェネレーション・燃料電池発電の導入 分散型発電システムは、使用する場所で発電するため、送電ロスも少なく高いエネルギー効率の実現が可能。都市ガスのクリーン性により、従来システムに比べてCO<sub>2</sub>排出量の削減が可能となり、環境保全に貢献。さらに常用使用することで、電力のピークカットも行うことができ、電力料金を低減することが可能。</p> <p>また、都市ガスを燃料として電力を作る発電システム（ガスコージェネレーション・燃料電池・非常用発電機）は、停電時においても、ガスのみで発電することができ、中圧導管の活用と組み合わせることで、災害時でも継続的・安定的に電力を確保することが可能。災害対策本部機能を強化した防災拠点としての整にくわえ、非常用電源の稼働時間不足の問題も解消可能。</p> <p>・ガス空調の導入 ガス空調導入による電力のピークカットの抑制により、年間の電力使用量の削減ができることから、省エネルギーへの貢献が可能。さらに、受変電設備の軽減と電力契約における基本料金の低減が可能。また、非常用発電機については、停電時にガスのみで自立発電を行う停電対応型GHP（小規模）にも対応が可能。</p> <p>・電気自動車（EV）関連設備の導入 急速・普通充電設備の導入により、町内の電気自動車の普及促進が図れる。また、カーシェアリングの導入により行政と地域住民で有効利用が可能。更には電気自動車内の電気を災害時等に自家使用するためのV2Hを導入することでレジリエンス強化が図れる。</p>	ご意見として承ります。	

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i))	項目等	質問内容	回答
8	49	3	3	7	(2)					避難所利用を想定した施設計画	<p><b>停電対応型GHPの導入</b> 都市ガスを燃料として電力を作る発電システム（ガスコージェネレーション・燃料電池・非常用発電機）を利用して、停電時にガスのみで自立発電を行う停電対応型GHPを導入したらどうか。中圧導管の活用と組み合わせることで、災害時でも継続的・安定的に電力を確保することができ、災害対策本部機能を強化した防災拠点としての整備に比べ、非常用電源の稼働時間不足の問題も解消可能であるため、事業に組み込んで欲しい。</p>	ご意見として承ります。
9	83	3	3	8	(2)	4)	⑦		ii)	設計業務対象施設に係る要件	<p><b>ガスコンロおよび電子コンバックの導入</b> 公民館ゾーンの調理室において、Siセンサーガスコンロの導入を検討されてはどうか。Siセンサーガスコンロには、鍋なし検知機能（鍋がある時だけ点火、鍋を持ち上げると自動消火）や焦げつき自動消火機能（鍋底が焦げつき始めたら自動消火）といった安心安全装置が付いた機種があり、子供や高齢者にも安心して使用していただけるものとなっている。あわせて、電子レンジとガス高速オープンが一台になった電子コンバックについても、電子が料理の内側から、ガスが外側から焼き上げることにより、火の通りにくい肉料理なども素材の中までスピーディに加熱できるといったメリットがあることから、さまざまな料理を通した活動を支援できると考えます。</p>	ご意見として承ります。
10	120	5	8						iv)	修繕業務	<p>通常、修繕費については建物や設備の仕様に基づいて長期修繕計画を立てて積算することになります。性能発注の側面が強い本事業において、修繕費の上限額を設定する方法は馴染まないと思料します。すべての業務を含むサービス対価総額としての予定価格を設定した上で、修繕費予算を事業者の提案によるものとして頂きたいです。</p>	ご意見として承ります。
11	120	5	8							修繕業務	<p>「修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。」との記載がございますが、20年という超長期の事業期間のうえ修繕に必要な経費として総額6,000万円という上限を予定されている本事業において、大規模修繕以外の修繕全てを事業者のリスクとするのは事業者にとってリスクが大きすぎると認識しております。そのため事業期間中に修繕が総額6,000万円（税別）を超えた場合は、貴市にご負担いただけませんか。</p>	要求水準書質問NO.132の回答をご確認ください。
12	130	6	5							民間収益施設運営業務	<p><b>電気自動車（EV）関連設備の導入</b> 藤久保地域拠点施設に急速・普通充電設備を導入することにより、町内の電気自動車の普及促進が図れる。また、カーシェアリングの導入により行政と地域住民で有効利用が可能。更には電気自動車内の電気を災害時に自家使用するためのV2Hを導入することでレジリエンス強化が図れるなどのメリットがあるので、事業に組み込んで欲しい。</p>	ご意見として承ります。